

足が不自由で、投票所に行けません…

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などをお持ちの人で次のいずれかに該当する人は、自宅で郵便投票ができます。

- ①両足、体幹もしくは移動機能の障がいで、身体障害者手帳が1級または2級の人
- ②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸もしくは小腸の障がいで、身体障害者手帳が1級または3級の人
- ③免疫、肝臓機能の障がいで、身体障害者手帳が1級～3級の人
- ④介護保険被保険者証が要介護5の人

※投票するためには、郵便投票証明書が必要です。
 ※投票用紙の請求期限は11月16日(水)までです。

郵便投票できる人

投票所 MAP



どこで投票できますか？

お住まいの区域によって投票所は異なります。右記の投票所で投票しましょう。投票所入場券にも投票所は記載されていますので、参考にしてください。

投票区と投票所

松前町選挙管理委員会

☎985-4132

投票区と投票所

投票区	投票所	区域
第1投票区	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2投票区	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3投票区	松前保育所	本村・筒井・社宅
第4投票区	二名保育所	徳丸・中川原・出作
第5投票区	東公民館	神崎・鶴吉
第6投票区	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7投票区	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8投票区	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9投票区	北川原集会所	北川原・塩屋



Q 選挙に関する様々な疑問にお答えします A

告示日
11月15日
投票日
11月20日
7時～20時

投票できる人

私は投票できますか？

- ①平成3年11月21日以前に生まれた人
- ②平成23年8月14日までに転入届を出した人で、松前町に引き続いて住んでいる(住民登録がある)人
- ③法律による失権者でない人

選挙には何を携えていけばいい？

投票所入場券は、投票日の前日までに選挙人に郵送します。投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会に連絡してください。なお、投票所入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所の受付で申し出てください。

投票所入場券

期日前投票

11月20日は用事があるんだけど…

仕事、病気またはレジャーなどで、投票日に投票できない人のために設けられた制度が期日前投票です。11月20日(日)に投票できない人は、この制度をご利用ください。期間 11月16日(水)～19日(土) 8時30分～20時 場所 役場2階大会議室 ※投票所入場券を持ってきてください。

身体が不自由で字が書けません…

字を書くことが不自由な人は、本人に代わって職員が代理で書いてくれる代理投票制度がありますので、投票所で申し出てください。この場合、投票の秘密は絶対守られますから安心してください。

不自由な人

候補者について

候補者の考えを知って、投票したいです。

松前町長選挙に立候補した人は、11月15日の告示日から投票日の前日19日まで選挙運動をすることができます。選挙運動期間中は、下記のような方法で候補者の考えを知ることができます。

- ①街頭演説や個人演説会に参加する。
- ②選挙運動用ビラ、選挙運動用通常葉書、選挙運動用ポスターなどで政策を確認する。

※選挙公報はありません。
 ※①②ともに実施するかどうかは候補者の判断によります。選挙事務所にお問い合わせください。

11月20日。私たちのリーダーを選びます。選ぶのは他の誰でもない、私たち。必ず投票しましょう。

松前町長選挙